



# 災害時における人命救助及び応急復旧に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）と、一般社団法人町田市建設業協会（以下「乙」という。）とは、大規模地震、風水害等により被害が発生した場合（以下「災害時」という。）における人命救助及び応急復旧（道路上の障害物の除去及び道路等の応急復旧をいう。以下同じ。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における人命救助及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

## （協力要請）

第2条 甲は、災害時に人命救助及び応急復旧を行う必要が生じたとき、乙に対しその所有する資機材等の活用を含め人命救助及び応急復旧に関する協力要請をすることができる。

## （要請手続等）

第3条 甲が乙に協力要請するときは、必要な事項を口頭または書面をもって協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請のあった件について人命救助又は応急復旧を講じたときは、事後速やかに次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 人命救助活動又は応急復旧を行った場所
- (2) 使用した資機材
- (3) 人命救助活動又は応急復旧に要した人員
- (4) 人命救助活動又は応急復旧によって得られた成果

## （自主防災組織との連携）

第4条 乙の会員は、その営業所等の所在地の地域自主防災組織と連携し、災害時を想定した人命救助及び応急復旧の対策を協議しておくものとする。

## （地域割）

第5条 前条の営業所等の所在地の地域を、町田、南、鶴川、忠生及び堺の5地域割とする。

## （自主的活動）

第6条 乙は、災害時に甲からの協力要請がない場合においても、人命救助又は応急復旧が必要であると判断したときは、自主的に活動することができる。ただし、事後、乙は第3条第2項各号に掲げる事項を甲に報告するものとする。

## （報告）

第7条 第3条第2項及び前条の規定による報告は、書面をもって行うものとする。

## （活動に伴う費用負担）

第8条 甲は、前条の報告に基づき、甲乙の協議の上、乙の行った活動に対する費用負担額を決定するものとする。

## （請求）

第9条 乙は、前条の規定により甲が決定した費用負担額を、請求書により甲に請求するものとする。

## （支払）

第10条 甲は、前条の規定による請求があったときは、速やかに乙に対し費用負担額を支払うものとする。

## （訓練への参加）

第11条 乙は、甲が計画する防災訓練等について、積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

## （協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じる事項がある場合は、甲・乙協議の上、定めるものとする。

## （有効期間）

- 第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。
- 2 前項の有効期間満了日の3か月前までに、甲乙いずれの側からもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、双方の協議をもって協定の内容を改定することができる。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2015年9月30日

甲 東京都町田市森野2丁目2番2-2号

町田市長 石 阪 丈

乙 東京都町田市相原町1251番地

一般社団法人 町田市建設業協会

代表理事 土 屋 蕃

